

概念工学を通じた過去の哲学の再評価

渡 辺 浩 太

はじめに

「概念を評価し、改訂し、実装する」⁽¹⁾。概念工学 (Conceptual engineering) という近年注目の高まりつつある新たな哲学的手法は、最も素朴にはこのように定義することができる。私たちが普段使用している概念は、意味論的、政治的、あるいは道徳的に、何らかの欠陥を抱えている可能性を常に孕んでいる。哲学は探究の道具として概念を用いるが、その道具が目的に適していなかったり、適切に意味を表現できていなかったりする可能性は十分に考えられる。難解な哲学的問題にいきなりとりかかるのではなく、そうした問題に適した道具をまず準備しようというのがこの手法の狙いである。このような見取り図は大変魅力的なものであるが、同時に、初めて概念工学について見聞きする者に大きな当惑を与えることになるかもしれない。というのも、このような試みは改めて定式化されることなく既に哲学の内に組み込まれているようにも見えるし、あるいは、哲学という営みそのものが、何らかの意味で概念の変更を目指すものであるとも考えられるからである。概念工学という手法について改めて意識的に考察する意義はどこにあるのだろうか。実際、概念工学に携わる哲学者の多くは、これまでの哲学の内にも概念工学の実践と取れるような試みはあったと考えているように見える。概念工学の主唱者であるハーマン・カペルンからして、多くの哲学者が自らの仕事を何らかの種の概念工学を含むものと考えてきたと述べている⁽²⁾。こうした主張が為される理由の一つは、概念工学という一見突拍子もない試みを歴史的に正当化するためであると考えられる。しかし、哲学史と概念工学の関係をこのような仕方でのみ見定めるならば、概念工学という新たな哲学的方法論の独自の意義は不明瞭なものにならざるを得ない。

さて、自由意志論という哲学的問題は概念工学と深い縁を有している。自由意志論は概念工学

(1) カペルンとプランケットによれば概念工学とは次のような試みのことである。「(i) 表象装置 (representational devices) の評価、(ii) 表象装置をいかにして改良すべきかに関する熟慮と提案、そして (iii) 提案された改良を実装しようとする努力」。Cappelen and Plunkett, p. 3.

(2) Cappelen and Plunkett, p. 18. またカペルンは、過去から継承してきた概念に関する懐疑論の源流をニーチェに見出している。cf. Cappelen, p. 133.

の対象とも見なされる一方で、概念工学の実例とも見なされることがある。つまり、概念工学によって解決されるべき哲学的問題であると同時に、これまで概念工学の実践が営まれてきたと考えることができる領域であるとも語られるわけである。ここで、概念工学の実践が営まれてきたと考えることができるということと、実際にこれまでの自由意志論の諸見解をそのように捉えるということとの間には隔たりがあるということに注意したい。自由意志概念に対する概念工学をより効果的に営むためには、しばしば主張されるような、自由意志論を概念工学の実践と捉えることができるという主張だけでは十分ではない。自由意志論として展開されてきた各論を、概念工学的プロジェクトとして実際に捉え直すという試みには、その試み特有のメリットがあるからである。

そこで本論文は、自由意志論の様々な見解を概念工学的プロジェクトとして捉え直すという試みの可能性と意義について考察したい。そのために本論文は次の手順を取る。まず初めに、自由意志論を扱う既存の諸見解を概念工学的プロジェクトと見なす契機がどのように生じてくるかを論じる。ここでは、自由意志論の問題状況が持つ独特な特徴である、それぞれの哲学者は別の内容について語っているように見えるにもかかわらず、同一の概念について論争しているようにも捉えられる、という点が重要な役割を担う。次に、自由意志論の各見解の概念工学的な再構成という試みはどのような理論を形成するのか、その一つの予想図を示したい。最後に、こうした再構成が、一般に考えられているような自由意志概念に対する概念工学の実践に取り組むのに際して、自由意志論の目的を検討するためにも、その議論の同一性を考察するためにも、有用な哲学的資源を提供してくれると主張する。

1. 自由意志論の各見解の概念工学的再構成の可能性

現在の自由意志論の問題状況は、しばしば議論が錯綜しており、複雑であると言われる。その背景の一つには、その問題について議論している哲学者が、それぞれ異なった意味で自由意志という概念を使用しているように見える、という点が挙げられる。この分野を概観しようとするれば、自由意志にはまず決定論と両立しないものがあり、その対極として両立するものがあり、さらに両立するものの中にも自己決定を重視するものや、理性に基づく決定を重視するものがあり、といった具合に多様な自由意志概念に出くわすことになる。こうした状況を見て、「はたして自由意志論に関わってきた哲学者はこれまで適切に議論を交わしてきたのだろうか」、という疑問が沸いてくるのは当然のことである。それぞれの見解は「自由意志」という同一のラベルを有する、外延の異なった概念について論じているだけで、両立論と非両立論の間の論争、他行為可能性原理と自己決定を巡る論争などは、実際には見かけ上の議論に過ぎないのではないだろうか。

このような問題は、自由意志概念に関する概念工学に取り組む立場にとっても無関係のものではない。概念工学は、既存の概念の欠陥を発見・修正し、新たに改訂された概念を社会に実装し

ようとする試みである。このような改良主義的なプロジェクトには、そうやって改訂された概念はこれまでの概念と同一のものであり続けられるのか、という問題が付きまとう。改訂されたのだから、この概念は同一のものではないとするならば、私たちは先の自由意志論の議論状況に関する問題と同じ問題に巻き込まれることになる。すなわち、それでは問題となる事柄がすり変わってしまっているのだから、改訂前の概念と改訂後の概念を用いるそれぞれの立場の間で議論は成立しない。ここからは、概念の変更はそもそもの問題の解決にはならない、という結論が帰結する。これに対して、ある語に関して異なった意味を想定している立場同士であっても、適切に議論は成立している、という主張がある。

マーク・リチャードはある語に関する「解釈の共通基盤 (interpretive common ground, ICG)」という概念を導入することで、異なった意味を持つ語について主題の同一性が維持され得ると主張している。解釈の共通基盤とは、話者がある語を話す際に、聴き手に認識してもらうことを期待し得るようなその語に関する諸前提を指す。例えば、「いとこ」という語を用いる時には、話者は自らが「親の兄弟の子ども」について話しているものとして、聞き手に認識してもらうことを期待している⁽³⁾。こうした諸前提を聞き手に利用できる形で有していることで、聞き手は話し手の発話を解釈することができるようになると考えられる。リチャードによれば、意味について論争が生じている語というのは、その語の用法については議論が生じていながら、その語の「解釈の共通基盤」は依然として維持されている状態にあると考えられる。例えば、同性婚を認める論者Pとそれに反対する論者Oの間の議論を取り上げよう。彼らは「結婚 (marriage)」という語に関して異なった用法を提案している。Oは「結婚 (marriage)」という語を使用するにあたって、「異性間にのみ適用できる」という前提を有しているが、Pは「同性間にも適用できる」という前提を有しているからである。しかし、この時に両者の間で用いられている「結婚 (marriage)」という語はたんに同音異義語ではなくてその意味の内に共通部分を持っていると考えられる。なぜなら、単なる同音異義語と異なって「OとPはともに結婚 (marriage) について話している」という文が成立し得るからである。論争の対象となっている語が「解釈の共通基盤」を有しており、その上で相手が自分と異なった前提を用いていることを相互に認識している場合には、両者は相手の立場から相手の発話を解釈することで解釈の調整 (interpretive coordination) を行うことができる⁽⁴⁾。このように考えると、ある語の意味が争われている (contested) という状況が、たんなる見かけ上のものではない形で理解されることができるのである。

さて、自由意志論の論争状況と概念工学が提唱する概念の改訂は同種の問題を抱えていた。まだ、論争の同一性を維持する「解釈の共通基盤」は少なくとも直接的に論争を行っている当事者

(3) Richard, pp. 362-363.

(4) Richard, pp. 367-369. なお、リチャードが文中で実際に用いている語は19世紀における“rape”や、“martini”である。

の見解の間でのみ成立していればよいのか、それとも問題領域の内に含まれる全ての見解にあてはまるような一つの「解釈の共通基盤」がなくてはならないのか、という問題や、自由意志論における「解釈の共通基盤」がどのように考えられるべきかという問題は残されている。しかし、これらはリチャードの議論における問題ではなく、その議論を自由意志論に関する実際の論争に適用する際の問題である。もちろんこれらの問題についての検討は必要であるが、ひとまずは現実にかような「解釈の共通基盤」が成立していると想定して、主題の同一性に関するこの主張を、そのまま自由意志論の論争状況に当てはめて考えることは可能だろう。すると、自由意志という語を用いて異なった概念について論じているように見える各見解は、自由意志概念について「解釈の共通基盤」を有しているが故に、本当は自由意志概念の意味について争っているのだ、と主張することが理論的に可能になる。彼らは、適切に同一の主題について議論していると想定できるのである。

ところで、自由意志論の論争状況をこのように解釈することからは、概念工学と自由意志論の親縁性が明らかになる。両者はともに、ある概念に関する意味について論争を提起するものだからである。上記の分析に則るならば、主題の同一性は意味の同一性や概念の記述の正確性に左右されない。それゆえ、こうした意味の提案は、これまでの意味と同一であることや、正確にその概念を記述していることを、論争においては要求されない。自由意志論としてこれまで蓄積されてきた諸見解は、実際にはその多くが自由意志概念の正確な記述を目指すものであったと言える。しかし、ここであえて、そうした諸見解を、それぞれ独自の目的を持った一つの問題工学的プロジェクトとして捉え直してみたい。そうすることで、自由意志論を取り巻く議論全体の諸相が変化するばかりか、本来自由意志論に求められている議論がより明確になると考えられるからである。

2. 概念工学的再構成の見取り図

これまでの自由意志論に関する様々な哲学説を概念工学の実践として捉えるために、どのような変化が必要になるかを考えてみよう。既存の自由意志概念に関する諸見解を「 p という条件を、行為者 a が自由意志に基づいて行為 x を為すことの必要十分条件と見なす」という主張と仮定する。このように表現される自由意志概念は、実際の論理構造や社会的規制の中で何かしらの機能を有している。これを改良的プロジェクトに変換すると、その主張は「 p という条件を、行為者 a が自由意志に基づいて行為 x を為すことの必要十分条件と見なすべきである」という主張へと変化する。この言明は、たんに自由意志概念はある条件 p において行為者に帰属するという分析ではなく、自由意志概念はある条件 p において行為者に帰属するべきであるという規範的な主張である。このような規範的主張を正当化するためには、他の自由意志概念の分析よりも自身の分析の方が優れていると考える理由が必要となる。このような理由は、記述的に正確な分

析を目指している限りでは問題にはならない。記述的な分析においては、何よりも正確に概念を分析できていることが、他の分析よりも自らの分析が優れている理由になるからである。さらに、この種の理由は、その分析によって示される自由意志概念が持つ機能を明らかにすることによってだけでは構成されることができない。例えばその分析は私たちの持つ、より多くの直観と整合的かもしれないし、あるいは、他の分析によっては説明困難な道徳的帰責の事例を上手く解釈できるかもしれない。しかし、この事実を指摘するだけでは、「それゆえ条件 p を、行為者 a が自由意志に基づいて行為 x を為すことの必要十分条件と見なすべきである」という主張は成立しない。必要になるのは、その見解の提唱者が自由意志概念の分析にとって何が重要であると考えているか、ということである。これを、各哲学者の自由意志論に対するメタ的規範と呼ぶことにしたい。こうしたメタ的規範は、自由意志論が意識的に改良的プロジェクトとして取り組まれている内は必ずしも顕在化していない。それゆえ、概念工学的プロジェクトとしての自由意志論の諸見解の再構成には、過去の哲学者のメタ的規範をいかにして取り出すかという点が大きな障壁となる。

とはいえ、これまでの自由意志論における諸見解に、このような主張が完全に欠けていたとは考えられない。例えば、フランクファートは「二階の意欲」という概念を登場させた論文で、意志の自由の理論にとって初歩的で本質的な条件に触れている。彼によればそれは、私たちが意志の自由を欲していることと、意志の自由を動物に帰属させるのを拒否することに理由を与えると条件である⁽⁵⁾。興味深いのは、フランクファートが次のように述べて、チザムの自由意志説を否定していることである。「人間に近い種の動物たちが、定義されたような自由を享受しているということが疑わしいと思われることについて、この〔チザムの〕説明はいかなる根拠(basis)も提供できていない」⁽⁶⁾。彼にとってチザムの見解を意志の自由の理論として不十分であると見なすには、意志の自由を動物に帰属させることができない理由を示せていないというだけで十分なのである。フランクファートが提示したこの条件の正しさについてはここでは議論しない。重要なのは、フランクファートがチザムを否定するに際して、「意志の自由は動物に帰属させるべきではない」という自由意志概念に対する規範的な主張を持ち出していることである⁽⁷⁾。自由意志論に関わる哲学者はそれぞれの主張を提示するにあたって、このようなメタ的規範を暗に前提していると考えられる。もしこのような主張がなかったとしたら、それぞれの学説はおそらく、他の学説より自身の学説が優れていると主張することができないからである。このように

(5) Frankfurt, p. 17.

(6) Frankfurt, p. 18.

(7) この規範的主張は、動物は責任を負うことができないが、意志の自由は責任帰属を可能にするものでなければならないというさらなる規範的主張を前提しているかもしれない。とはいえフランクファートのこの論文の目的は person 概念の本質的な意味を取り出すことにあり、この点では「意志の自由は動物に帰属させるべきではない」という主張自体が根本的である。

考えると、明示的には欠けているように見える、哲学者の自由意志論に対するメタ的規範は、むしろ主張の条件の内に内包されているはずである。その隠されたメタ的規範を明示化することができたならば、これまでの自由意志論の各説は、そうした規範に基づいた、ある一つ概念工学的プロジェクトとして再構成されることができる。

このように自由意志論の諸見解を再構成することによって、自由意志概念に関する議論は明確に整理されることができるようになる。このような整理がもたらすメリットはいくつかある。第一に、自由意志論として提唱されてきたそれぞれの見解の関係性が捉えやすくなる。このような再構成の後では、自由意志論に関して残されている問いは以下の二つだけである。すなわち、「自由意志概念はどのような概念であるべきか」というメタ的規範そのものを問う問いと、「それぞれの諸見解は規範的主張を適切に満たしているか」という見解の整合性を問う問いである。自由意志論に関する多様な主張を、この二つの問いのどちらか、あるいは両方に関する主張として整理することで、それぞれの主張が自由意志論全体の内に占める立ち位置が明確になる。特に、前者のメタ的規範に関する主張を取り出すことには、自由意志論の諸見解の対立軸が明確になるというメリットがある。例えばカントが『実践理性批判』のなかで自分が定義する以外の他の自由意志概念について言及する箇所を見てみよう。カントは、時間系列のなかで表象をつうじて必然的にのみ働く主体をライプニッツの「精神的 (spirituale) 自動機械」と同一視した後で、この主体の持つような自由に関して、次のように述べている。

私たちの意志の自由が […] 心理学的な、比較的な自由であって、同時に超越論的な、すなわち絶対的な自由ではない […] とすれば、その自由は究極のところ、ひとたびゼンマイを巻かれたら自ずから運動を遂行する、回転串焼き器の自由以上のなにもものでもないということになるだろう⁽⁸⁾。

この言明は、ライプニッツの自由意志概念は求めるに値する自由ではないという主張として解釈することができる。しかし、ライプニッツがそもそも神の予知と両立する自由意志概念を追究しようとしていたという事情を踏まえれば、カントの批判は検討すべきことがらを無視しているにすぎないようにも見える。これが単なる議論のすれ違いではなくまさしく対立であるということを理解するためには、意志の自由とは出来事の系列を自ら始めるような絶対的自発性 (absolute Spontaneität) を含むものでなければならないという、カント自身のメタ的規範を読み込む必要がある。自由意志概念に対して抱いている諸前提が異なっているこうした諸見解については、そのまま読解したのでは見解の相違点が見出しにくいものも存在する。それゆえ、それらの諸見解

(8) Kant, p. 97.

について、それぞれの「自由意志概念はどのような概念であるべきか」という主張が取り出されることで、その主張の理由を巡って有意味な論争を生じさせることが可能になると考えられる。第二に、そもそも改良的な分析を試みている学説に関しては、改めて規範的主張が重視されることで、論争に不可欠な議論にだけ集中できるようになる。そもそも初めに示したリチャードの議論は、ハスランガーの女性概念の改良的な分析がそれまでの記述的な分析と同一の主題を扱っているかを問うものであった。ハスランガーの改良的な分析はそもそも記述的な正確さを目指したものではないので、「彼女の分析は女性概念を記述的に正確に分析していない」というような批判は、彼女に対する適切な批判になっていない。リチャードの議論が上手く行っているならば、

表：自由意志論の諸見解におけるメタ的規範

提唱者	自由意志概念に関するメタ的規範
フランクファート (1971) 他行為可能性を必要としない両立論／自律説	・意志の自由が望ましいものと見なされる理由を説明するべき。 ・自由意志が他の動物ではなく人間にだけ享受できるものであるべき。 「意志の自由に関するある他の諸理論がこうした初歩的であるが、しかし本質的な条件を満たしているというのは明らかなことではない。つまり、なぜ私たちがこの自由を欲するのか、かつ、なぜ私たちがこの自由を動物に帰属させるのを拒否するのかが理解可能であるという条件を、である。」(p. 17.)
ムア (1912) 他行為可能性原理にもとづく両立論	・意志の自由を表現していると考えられる仮定文（あるいは could を用いた文章）の意味を適切に分析するべき。 「彼らは、たとえ私たちが、最終的に私たちが実際にすること以外の何事もいかなる意味であれできなかったとしても、私たちの意志は自由であると適切に言われ得ると主張するように思う。しかしこの見解は「…」言語のたんなる乱用である。」(ch. 6.)
チザム (1964) 非両立論的自由意志論 (Libertarianism)	・行為主体の責任に関わり、かつ決定論とも非決定論とも衝突しない因果性を表現するべき。 「ジョナサン・エドワーズは、人は彼が意志することをするのに自由であるか、という問いに限定しているが、この問いに対する答えは、人がするように意志することについて責任を負うかどうかを教えてはくれない。」(p. 11.)
ヴァーガス (2013) 修正主義 (Revisionism)	・社会的規制 (social regulation) に基づく概念へと修正されるべき。 「もし「…」非両立論者の形而上学なしでも十分に機能し得るような、責任ある行為者と称賛ないし非難についての正当化可能な体系との概念があるのならば、そのとき私たちは自由意志概念についての消去主義者やニヒリストになる代わりに、修正主義者になりさえすればよいのである。」(p. 410.)
カント (1788) 超越論哲学	・出来事の因果系列を自ら始めるような絶対的自発性を表現するべき。 「私たちの意志の自由が「…」心理学的な、比較的な自由であって、同時に超越論的な、すなわち絶対的な自由ではない「…」とすれば、その自由は究極のところ、ひとたびゼンマイを巻かれたら自ずから運動を遂行する、回転串焼き器の自由以上のなにものでもないということになるだろう。」(p. 97.)

ハスランガーの分析は主題の同一性を維持しているのだから、少なくともその点に関して議論が及ぶことはなくなる。「女性という概念に内包される人々が従属させられているメカニズムを示す」という彼女の分析の目的や、その分析の受容可能性といった本質的な議論だけが意味を為すことになるのである。このような展開を自由意志論の具体的な見解にも当てはめて考えてみよう。例えば、ヴァーガスなどの自由意志概念の改良を目指す見解に対して、「この分析は自由意志概念を記述的に正確に分析できていない」と反論するのは適切とは言えない。もしそうしたことを問いたければ、この反論者は、「自由意志概念はもっと私たちの直観を正確に反映したものであるべき」といった規範的主張を掲げる必要がある。自由意志論の諸見解を概念工学的プロジェクトとして捉え直すことで、こうした議論の構造はかなり明確になると考えられる。

一例として、自由意志論の諸見解におけるメタ的規範は前頁の表のように取り上げることができるだろう。

3. 概念工学的再構成から概念工学へ

本論文ではここまで、自由意志論の過去の諸見解を概念工学的に捉え直すという手法を検討してきた。しかし、自由意志論と概念工学を関係させる試みとしては、もっと直接的に新たな自由意志概念を提案するという改良のプロジェクトが本来想起されるだろう。私はここで、便宜的に前者を自由意志論の概念工学的再構成、後者を自由意志概念に対する概念工学と呼び分けたい。本論文の最後は、前者が後者に寄与する可能性、つまり、自由意志論の概念工学的再構成という試みが、自由意志概念に対する概念工学の実践を成功させるのに役立つ可能性について論じたい。結論を先取りして述べるならば、自由意志論の概念工学的再構成は、概念工学という手法一般が抱える理論的問題に関して重要な示唆を与えることで、自由意志概念に対する概念工学の実践を準備するものである。自由意志論の概念工学的再構成が示唆を与え得るような概念工学一般の理論的問題には二つのものが考えられる。

第一のものは、概念の評価基準に関する問題である。これは、カペルンとプランケットが概念工学の中心的な問題の第二群として定義しているものと重なる⁽⁹⁾。概念工学は、概念の欠陥を発見し、それを改訂することを目指すが、そもそもこの時、概念の欠点や長所といったものは、一体どのような観点から評価されればよいのだろうか。この問題は自由意志概念に対する概念工学においてももちろん重要な問題となる。ある自由意志概念における欠点や長所とは何を指すのだろうか。このような問いは、ここまで論じてきたような過去の自由意志論の諸見解を概念工学として捉え直す取り組みにおいては、一旦棚上げにすることができる。なぜなら、そうした試みが目指すのは、過去の哲学説をそれぞれのメタ的規範に則って再構成することだからである。こ

(9) Cappelen and Plunkett, p. 9.

ここでは、何らかの自由意志概念を低く見積もったり、高く評価したりするというメタ的規範が、それぞれの哲学説の内に内包されているということが前提されている。さらに、このような再構成は結果として、過去の哲学者の規範的主張を集積する。すなわち、自由意志論に携わってきた哲学者たちは、どのような自由意志概念は優れており、逆にどのような概念は劣っていると考えてきたのか、そうした主張を参照可能な形でまとめ上げてくれるのである。これらの主張は、一旦棚上げにした概念の評価基準に関する問いを再び考える際には、まず検討されるべき主張である。

第二のものは、概念の改良の限界に関する問題である。改良的プロジェクトとして再構成された過去の哲学説が、実際には自由意志概念に関する主張になっていないのではないか、という批判は自由意志概念に対する概念工学にとって常に潜在的なものである。リチャードの「解釈の共通基盤」に関する議論はこの問題に関して一つの示唆を与えてくれるものではあるが、しかし、先に言及したようにいまだ解決されるべき問題を含んでいる。結局のところ、自由意志概念において「解釈の共通基盤」とは何であるのか、ということは未だ明らかになっていないからである。もし、自由意志概念に対する概念工学が、これまでの自由意志論のすべての見解と同一の主題を扱うことを目指すならば、それが提案する新たな自由意志概念は、それまでのすべての見解が提唱してきた自由意志概念と共有できるような「解釈の共通基盤」を有していなくてはならない。そして、この要求を満たすためには、明らかに哲学史的研究が必要不可欠である。それも、これまでの見解が提唱してきた自由意志概念の指示対象ではなく、これまでの見解が自由意志概念に対して共有しようとしてきた諸前提が収集される必要がある。自由意志論の概念工学的再構成は、この要求にもまた応えてくれる。ここで、前節で検討された哲学者の各見解について考えてみるだけでも、「解釈の共通基盤」は多かれ少なかれ存在しているように思える。例えば、「自由意志は行為の帰責の根拠である」という前提は、すでに多くの哲学者によって共有されている「解釈の共通基盤」の候補の一つとして考えられるだろう。またフランクファートは、意志の自由が望ましいものと見なされていると指摘しているが、実際、「自由意志がある」という表現は支配や抑圧を受けていない状態を表現することができる。このことから、「自由意志は人生が自分の裁量次第であることを表現する」といった「解釈の共通基盤」を取り出すことができるかもしれない。自由意志論の概念工学的再構成はこれまでの自由意志論の議論とは異なり、哲学者の潜在的な規範的主張を前景化させることを目的とする。これによって、過去の哲学者たちが自由意志概念に対して要求してきた役割や用法はより明確になると考えられる。

以上の考察から明らかであるのは、自由意志論の概念工学的再構成が、これまでの哲学史的な自由意志論を新たに利用可能な形で提供してくれるという点である。自由意志論における過去の哲学説を概念工学的に捉え直すことは、第一に、それらの諸見解相互の関係や議論を整理してくれるという点で有益であった。そして第二に、これからの自由意志論に向けて、自由意志概念に

対する概念工学に必要な哲学的資源を供給するという点でも有益であると考えられる。

おわりに

本論文ははじめに、既存の自由意志論の諸見解を概念工学的プロジェクトとして捉えることの理論的可能性について論じた。具体的には、自由意志論の諸見解の関係については、様々な哲学者がそれぞれ異なった意味を主張していながら論争状態にあるという状況を理解するために、意味の論争を可能にする「解釈の共通基盤」という概念を説明した。そして、この概念に則って自由意志論という哲学的問題を捉える限り、これまでの自由意志論における諸見解をそれぞれ概念工学的プロジェクトとして捉え直すことを妨げるものは何もないと主張した。次に、こうした概念工学的プロジェクトとしての自由意志論の再構成が実際にどのような様相を取り得るかについて論じた。はじめに自由意志論の諸見解が暗黙の裡に自由意志概念に関する規範的主張を有している可能性を指摘した後で、このような再構成が既存の自由意志論の諸見解を解釈する上でどのようなメリットをもたらし得るか考察した。最後に、このような自由意志論の概念工学的再構成が、今後の発展が予想される自由意志概念そのものに対する概念工学の実践に対して持つ意義を検討した。既存の自由意志論の諸見解をこのような形で再構成することは、自由意志概念の評価軸を定めるためにも、その解釈の共通基盤の限界を策定するためにも意義のあることである。それゆえ、自由意志論の概念工学的再構成は、自由意志概念に関する概念工学の実践の予備的な学に位置付けることができよう。

本論文は理論的な可能性に言及した考察が多く、具体的に自由意志論にとって有益な議論を提出できているとまでは言えない。とりわけ、自由意志論における既存の諸見解から規範的主張を取り出すという試みは、おそらくそれぞれの見解によって全く難易度や正確性の異なるものになるだろう。また、どこまでの見解を自由意志論に関する見解の内に含めるか、ということについても、本論文では触れていない。こうしたことは今後の課題としていきたい。

参考文献

- ・ G. E. Moore, *Ethics*, H. Holt and company, 1912.
- ・ Harry G. Frankfurt, "Freedom of the Will and the Concept of a Person", in *The Journal of Philosophy*, Vol. 68, No. 1, pp.5-20, 1971.
- ・ Herman Cappelen, "Conceptual Engineering The Master Argument", in *Conceptual Engineering and Conceptual Ethics*, (ed) Burgess, Alexis, Herman Cappelen, and David Plunkett, Oxford University Press, 2020.
- ・ Herman Cappelen and David Plunkett, "Introduction: A Guided Tour of Conceptual Engineering and Conceptual Ethics", in *Conceptual Engineering and Conceptual Ethics*, (ed.) Burgess, Alexis, Herman Cappelen, and David Plunkett, Oxford University Press, 2020.
- ・ Immanuel Kant, "Kritik der praktischen Vernunft", in *Kant's gesammelte Schriften*, hrsg. von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften Bd. 5.

概念工学を通じた過去の哲学の再評価

- ・ Manuel Vargas, “How to Solve the Problem of Free Will”, in *The Philosophy of Free Will*, (ed.) Paul Russell and Oisin Deely, Oxford University Press, 2013.
- ・ Mark Richard, “The A-project and the B-project”, in *Conceptual Engineering and Conceptual Ethics*, (ed.) Burgess, Alexis, Herman Cappelen, and David Plunkett, Oxford University Press, 2020.
- ・ Roderick M. Chisholm, “Human freedom and the self”, in *Free Will*, (ed.) Robert Kane, Blackwell, 1964.
- ・ ゴットフリート・ヴィルヘルム・ライプニッツ著、佐々木能章訳、下村寅太郎・山本信・中村幸四郎・原享吉監修、『ライプニッツ著作集 6 宗教哲学『弁神論』①』、工作舎、1990年。
- ・ 戸田山和久・唐沢かおり編、『〈概念工学〉宣言！』、名古屋大学出版会、2019年。